

議案第64号

多可町農業委員会の委員等定数条例の制定について

多可町農業委員会の委員等定数条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年9月1日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町農業委員会の委員等定数条例

平成 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、多可町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び多可町農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、17名とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、12名とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月11日から施行する。

（多可町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）

2 多可町農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成20年多可町条例第34号）は、廃止する。

(準備行為)

3 農業委員の任命及び推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行なうことができる。